

鳥労発基 0109 第 2 号
令和 8 年 1 月 9 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 8 号「石綿障害予防規則等の一部
を改正する省令等の施行について」の一部改正について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく石綿等の使用の有無の調査（以下「事前調査」といいます。）について、令和 8 年 1 月 1 日から、有資格者に事前調査を行わせなければならない対象物に一部の工作物が追加されたところです。

また、これに伴い、令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 8 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」についても改正され、令和 8 年 1 月 1 日から適用されるとされたところです。

今般、当該改正内容について、別添のとおり令和 7 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 3 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員等に対する周知等に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

